

帰還困難区域(浪江町)において仕入販売業を営んでいた申立人の営業損害(逸失利益)について、東京電力の直接請求手続では客観的資料に乏しいとして月額5万円による定額の賠償しかされなかったが、申立人の提出した手書きの収支ノート等のほか、申立人から聴取した事項を用いて損害を算定し直し、平成23年3月分から平成27年2月分までの期間につき合計40万円(直接請求手続における既払分240万円を除く。)、平成27年3月分以降の期間につき、東京電力による平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償分として20万円(直接請求手続における既払分120万円を除く。)が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 逸失利益(平成23年3月11日から平成27年2月28日まで)
- 2 被申立人による平成27年6月17日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく平成27年3月以降の営業損害

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目(第1記載の期間に限る。)に対する和解金として、金420万円の支払義務があることを確認する。

(内訳)

- 1 逸失利益(平成23年3月11日から平成27年2月28日まで)
280万円
- 2 被申立人による平成27年6月17日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく平成27年3月以降の営業損害
140万円

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、別紙記載のとおり、金360万円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目（第1記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年7月9日

（仲介委員 副田 純子）

令和〇年(東)第〇号 申立人X

別紙

損害項目		期間	既払金	
			支払日	金額
1	逸失利益	自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日	平成 24 年 2 月 14 日	450,000 円
		自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日	平成 24 年 5 月 7 日	150,000 円
		自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日	平成 24 年 8 月 13 日	150,000 円
		自 平成24年6月1日 至 平成27年2月28日	平成 24 年 11 月 8 日	1,650,000 円
		小計		
2	被申立人による平成27年6月17日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく平成27年3月以降の営業損害		平成 27 年 9 月 17 日	1,200,000 円
			合計	3,600,000 円